

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)【公営企業管理局】

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	5	3.2	主事	2	5	3.2	主事級
				技師	3			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	17	11.0	主事	10	17	11.0	高度主事級
				技師	2			
				主任主事(再任用)	3			
				主任技師(再任用)	2			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	23	14.8	主任	23	23	14.8	係長級
4級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	73	47.1	係長	39	73	47.1	困難係長級
				専門員	33			
				事業所の出張所長	1			
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	25	16.1	主幹	7	25	16.1	主幹級
				課長補佐	1			
				管理事務所長	1			
				事業所の課長、次長、支所長	9			
				専門員	7			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.6	副参事	1	4	2.6	課長級
				管理事務所長	1			
				南宇和病院事務局長	1			
				総務医事課長	1			
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.6	本局課長	3	4	2.6	困難課長級
				参事	1			
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.9	局長	1	3	1.9	次長級
				今治病院事務局長	1			
				新居浜病院事務局長	1			
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務	1	0.6	中央病院事務局長	1	1	0.6	部長級
合 計		155	100.0					

※等級別基準職務表に規定する基準となる職務については、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第57号)の例による【以下、医療職給料表についても同じ】

2 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な医療業務を行う職務	23	8.3	技師	23	23	8.3	主事級
2級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	114	41.2	副医長	11	89	32.1	係長級
				医長	78			
				部長	25	25	9.0	主幹級
3級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	28	10.1	医監	28	28	10.1	課長級
4級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	112	40.4	医監	94	112	40.4	困難課長級・次長級・部長級
				センター長	9			
				副院長	5			
				院長	4			
合計		277	100.0					

3 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	2	0.8	技師	2	2	0.8	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	84	33.3	技師	78	84	33.3	高度主事級
				主任技師（再任用）	6			
3級	主任の職務	25	9.9	主任	25	25	9.9	主任級
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	23	9.1	主任	23	23	9.1	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	104	41.3	係長	44	104	41.3	困難係長級
				専門員	60			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務	12	4.8	薬剤長、薬剤部次長、技師長	12	12	4.8	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	2	0.8	薬剤部長	2	2	0.8	課長級
合計		252	100.0					

4 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	10	0.7	主任技師（再任用）	10	10	0.7	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	520	37.2	技師	520	520	37.2	高度主事級
3級	主任の職務	182	13.0	主任	182	182	13.0	主任級
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	281	20.1	主任	281	281	20.1	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務	392	28.1	看護長	58	392	28.1	困難係長級
				専門員	334			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務	6	0.4	副看護部長	6	6	0.4	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	5	0.4	副看護部長	1	5	0.4	課長級・次長級
				看護部長	4			
合 計		1,396	100.0					

5 技能労務職員給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技術員及び技能員の職務 2 業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
2級	1 高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 2 主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
3級	1 技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 3 高度の経験を必要とする主任業務員の職務	1	5.6	技術員	1
4級	1 高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任業務員の職務	7	38.9	技術員	2
				技術主任	3
				主任業務員	2
5級	1 係長の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 3 極めて高度の経験を必要とする主任業務員の職務	10	55.6	技術主任	6
				主任業務員	4
合 計		18	100.0		

※級別標準職務表に規定する基準となる職務については、技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年訓第1367号)の例による